

初診時・再診時選定療養費についての Q&A

Q1. 初診時選定療養費とはなんですか？

【A1】 初診時選定療養費とは、「初期の診療はかかりつけ医で、高度、専門医療は 200 床以上の病院で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として、厚生労働省により定められた制度です。200 床以上の地域医療支援病院において、紹介状を持たずに直接受診する患者さんに対して、保険診療費とは別に自費負担（初診時選定療養費）していただくことが義務付けられております。当院はこちらに該当することから、ご負担いただくこととなります。

Q2. 初診時選定療養費は、どのような場合に支払わなければならないのですか？

【A2】 他の医療機関から紹介状なしで受診された初診患者さんは徴収の対象となります。ただし、厚生労働省の定めにより、次の要件を満たす患者さんは徴収の対象外となります。

- ① 夜間・休日の救急患者（平日に救急車で搬送された方を含む）
- ② 国及び地方単独公費負担医療対象の患者（ただし、子ども医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度などは除く）
- ③ 院内紹介を行った患者
- ④ 特定健診やがん検診等の結果により精密検査の指示があった患者
- ⑤ 外来受診後そのまま入院となった患者
- ⑥ 災害により被害を受けた患者
- ⑦ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ⑧ その他、当院を直接受診する必要性を特に認めた患者

Q3. 再診時選定療養費とはなんですか？

【A3】 主治医が他医療機関への紹介を行った後、自らの希望で当院を継続受診する場合に、受診の都度ご負担いただきます。ただし、選定療養費の徴収対象外に該当する場合は徴収いたしません。

Q4. “初診”とはどのような場合をいいますか？

【A4】 「当院を初めて受診する場合」や「以前に受診歴はあるが、すでに当院で治療期間が終了または治癒または自己都合により中断した後に受診した場合」などが上げられます。

Q5. 救急外来を受診するとき、初診時選定療養費はかかりますか？

【A5】 急性期医療を担う医療機関としての救急医療体制を確保するため、緊急入院の場合や緊急手術などの重篤な状態でなければ徴収対象となります。

Q6. 保険証を忘れて受診する場合は、初診時選定療養費はかかりますか？

【A6】 保険証を忘れて受診される場合は、保険証を持参されるまで一時的に自費扱いとなりますが、保険診療と同様の取扱いとなりますので徴収対象となります。なお、労働災害、交通事故時などは保険証をお持ちでない場合があると思いますが、A2 の回答のとおり徴収対象とはなりません。

Q7. 受診した日に別の診療科を初診受診した場合には、初診時選定療養費はかかりますか？

【A7】 当院での診療を継続している患者さんであっても紹介状なく受診中以外の診療科を初診受診する場合は、院内の他診療科からの紹介がないかぎり、初診扱いとして選定療養費をいただきます。

Q8. 除外対象となる公費負担受給者とは具体的にどのようなものですか？

【A8】 国の法律に基づく公費負担制度であり、例えば指定難病や自立支援、肝炎治療特別促進事業等です。その他、府県単独事業における特定疾患や障害者医療も含まれます。なお、こども医療、ひとり親家庭等医療は厚生労働省の定めにより徴収の対象外とする要件に該当しないため、選定療養費の徴収対象となります。

Q9. 無保険自費、労災から自費に変更した人は徴収しますか？

【A9】 無保険は自費のため、徴収しません。労災から自費は、算定方法に関わらず、病気・ケガをした理由で決めるため、徴収しません。

Q10. 会社健診やがん検診の結果を持参すれば選定療養費は徴収されませんか？

【A10】 A2 の回答では「精密検査の指示があった患者」としています。検診結果が D（要精密検査）未満の場合等やかかりつけ医の受診で足りると解される場合、当院での受診を要しないと担当医師に判断された場合、選定療養費の徴収対象になります。

【参考】

健診結果	選定療養費 徴収
A（異常なし）、B（軽度異常）、C（要再検査）	あり
D（要精密検査・治療）	なし

市立豊中病院 病院長